

北九州市指定給水装置工事事業者」新規申請・更新のご案内

北九州市（芦屋町、水巻町含む）で給水装置の工事及び修理を行う場合は指定給水装置工事事業者として指定を受けなければなりません。また、指定後の有効期限は5年間となっています。

1 新規指定時、更新時に必要な書類

提出書類	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者 指定申請書（様式第1）	●	●	
給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書（様式第3）	●	●	
選任される主任技術者の免状（写し） 又は主任技術者証（写し）	●	●	
誓約書（様式第2）	●	●	
機械器具調書（別表）	●	●	
定款（写し）	●		申請日の記載及び「この定款は、現在有効な定款の写しに相違ありません。」と記載。
住民票（原本）		●	発行日から3か月以内のもの
登記事項証明書（原本）	●		
指定時・更新時確認書	●	●	

2 提出方法

持参又は郵送（指定を希望する日または更新の期限より1か月前までに申請してください）

※更新について、早期申請でも有効期限は短くなりません。5年の延長となります。

3 申請手数料

10,000円（指定証をお渡しするときに、納付して頂きます。）

4 指定の有効期限

指定日から5年（更新時は有効期限から5年の延長）

5 申請場所及びお問い合わせ

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局 水道部 配水管理課 給水係（小倉北区役所内 西棟4階）

TEL：093-582-3066、FAX：093-583-3522